

豊橋市規則第35号

豊橋市選挙管理委員会事務委任規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を豊橋市選挙管理委員会に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 市長は、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例(令和7年豊橋市条例第38号)に基づく住民投票の管理及び執行に関する事務を豊橋市選挙管理委員会に委任する。

附 則 (令和7年5月16日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、投票日(「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例第4条第1項に規定する投票日をいう。)の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。